

学研北生駒駅北地区 区画整理促進調査等業務(その2)に係る  
公募型プロポーザルの実施について(公告)

令和6年10月25日

生駒市長 小紫 雅史

下記業務について、公募型プロポーザル方式による受託候補者の特定をするに当たり、参加者の募集を行うので、公告する。

記

- 1 業務名 学研北生駒駅北地区 区画整理促進調査等業務(その2)
- 2 業務内容及び  
提出書類 別添「学研北生駒駅北地区 区画整理促進調査等業務(その2)に係る公募  
型プロポーザル実施要領」のとおり
- 3 業務期間 契約締結日～令和7年3月31日まで
- 4 参加資格 プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる  
事項を満たす者でなければならない。
  - (1) 市に一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・コンサルタント等の業種のうち、建設コンサルタント登録をしていることを要件とする。)を提出していること。
  - (2) 告示日から受託候補者特定の日まで、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
  - (3) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (4) 公告日から過去10年間に国又は地方公共団体等が発注した土地区画整理事業の認可前における調査、計画、検討又は構想の作成などの実績があり、またその実績が本業務の予定価格の2分の1以上であること。
  - (5) 管理技術者として、「都市及び地方計画」の分野における技術士(総合技術監理部門または建設部門)及び土地区画整理士の資格を有するもの(提案者との雇用関係を証明できるものに限る)を配置できること。
  - (6) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てが

なされていないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。  
ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(8) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体（以下「非法人格団体」という。）にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(9) 市の個人情報を取り扱う業務の性質上、JISQ15001（プライバシーマーク）の認証（認定）を取得し、セキュリティ対策及び個人情報保護に精通し外部への情報漏洩が無いよう徹底した管理を行う個人、又は団体であること。

5 提出期限

令和6年11月13日 16時（必着）